

堺市監査委員公表第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

上下水道局

(経営企画室、サービス推進部、水道部、下水道管路部、下水道施設部)

第3 監査の対象期間

令和6年度(令和6年4月1日～令和6年7月31日)

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和6年12月23日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 サービス推進部 事業サービス課・給排水設備課

(1) 水道料金及び下水道使用料について

堺市水道事業給水条例に基づき、水道料金を収入している。

また、堺市下水道条例に基づき、公共下水道を使用する者から下水道使用料を収入している。なお、下水道使用料については、大部分を水道料金と併せて徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 サービス推進部 事業サービス課

(1) 下水道事業受益者負担金について

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例に基づき、公共下水道に係る事業を施行する排水区域内の受益者から、当該事業に要する費用の一部に充てるため、負担金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 サービス推進部 給排水設備課

(1) 貯蔵品について

堺市上下水道局会計規程に基づき、量水器をたな卸資産として保有し、保管・受払等の事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 局共通項目

(1) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 再委託に係る届出

水道メーター検針・料金収納等業務について、契約書では、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならないとされている。ただし、業務の一部について、相当の理由があつて再委託する場合は、受注者は、あらかじめ市と協議し、同意を得た上で、書面をもって市に届け出なければならないとされている。

しかし、受注者は、水道メーター検針業務において、令和 6 年 10 月時点で約 80 人の個人に再委託を行っていたが、市は届出を受けていなかった。

（サービス推進部 事業サービス課）

[受注者の履行体制に対する管理や指導について（意見）]

前記アの再委託に係る指摘に関連して、次のような問題が見受けられた。

令和 5 年度以降、検針業務において受注者による粗雑履行事案が複数回発生しており、上下水道局は、これら粗雑履行に係る検針従事者は受注者と雇用契約がある前提で、受注者を指導し、一部の事案については、令和 6 年 1 月に業務改善報告書も提出させていた。

また、上下水道局は、受注者が募集する求人情報に「水道メーター検針業務の業務委託」と掲載されていたため、令和 6 年 1 月及び 9 月に、受注者に対し当該求人情報サイトの掲載内容を示した上で、本市の検針従事者が再委託に該当するか確認を行ったとのことである。この時、受注者から「再委託には該当しない」と口頭説明を受けたのみで、雇用契

約書等の書面による確認を行っていなかった。

しかし、今回の監査において、書面をもって確認したところ、受注者と検針従事者の契約形態は、直接雇用ではなく、業務委託契約であったことが判明した。

契約違反が懸念される事案においては、疑義発生の初期段階より、上下水道局内での情報共有並びに契約部門等との緊密な連携をした上で、必要な法令知識に基づいて、受注者への的確な事情聴取や、文書による客観的な調査を実施すべきである。本件の対応は、多額かつ契約期間が5年にも及ぶ業務委託契約の発注者として、不適切であったと言わざるを得ない。

上下水道局においては、判明した事実を受け、今後は、検針従事者の契約形態に応じた委託管理や指導を行う必要がある。

(サービス推進部 事業サービス課)

イ 再委託に係る提出書類

泉北水再生センター施設維持管理業務について、契約書では、受注者は業務の一部を再委託する場合、再委託先、再委託する部分、再委託する理由及びその他発注者が必要とする事項について、書面による届出をしなければならないとされている。上下水道局が参考様式として作成している一部再委託届出書では、その他発注者が必要とする事項として、再委託予定金額を記載項目に設けている。

しかし、受注者から提出を受けていた一部再委託届出書は、上記参考様式を使用していなかったこともあり、再委託予定金額が記載されていないものがあった。

(下水道施設部 三宝水再生センター)

[再委託に係る提出書類の記載内容について (意見)]

前記イに関連して、石津水再生センター施設維持管理業務についても、契約書の再委託に係る規定は同様である。また、上下水道局が作成している一部再委託届出書の参考様式では、その他発注者が必要とする事項として、再委託予定金額のほかにも、再委託の条件として、再委託の相手方がさらに再委託を行うこと（以下「再々委託」という。）を禁止する条件を付す旨を記載項目に設けている。

しかし、泉北水再生センター施設維持管理業務及び石津水再生センター施設維持管理業務において、受注者から提出を受けていた令和6年度分の一部再委託届出書を確認したところ、以下のものがあった。

(ア) 全ての一部再委託届出書において、再々委託を禁止する条件を付す

旨が記載されていなかった。

- (イ) 泉北水再生センター施設維持管理業務の一部再委託届出書のうち、再委託先が複数ある業務においては、再委託先へ支払う予定金額の合計のみが記載されており、それぞれの再委託先へ支払う予定金額は記載されていなかった。

(ア)については、再々委託は禁止である旨を記載した文書を受注者に渡して口頭でも説明しているほか、再々委託はしないということを口頭で受注者に確認したとのことであった。しかし、受注者と再委託先の契約内容は市からは把握が難しいため、再々委託を禁止する条件を付して契約する旨を受注者から書面で届出させるようにされたい。

(イ)については、再委託先へ支払う予定金額の合計が記載されていれば、委託業務の大部分が再委託されないかどうか確認できるため十分であると判断していたとのことであった。しかし、低価格で再委託されることにより、業務の質が低下するおそれがないか等も発注者として確認すべきことであるため、再委託先ごとの予定金額を記載させるようにされたい。

(下水道施設部 三宝水再生センター)

(2) 固定資産について

固定資産に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 固定資産の適正な管理

堺市上下水道局会計規程において、固定資産はシール貼付等の方法により管理しなければならないとされているが、防音型小型高压洗浄機について、固定資産を管理する番号を記載したシールの貼付等がなく、固定資産番号が確認できる状態になかった。

(サービス推進部 事業サポート課)

イ 使用済量水器の保管方法

取替え及び撤去された量水器のうち、再利用せずに売却する予定としていたものの一部が、通常施錠されている資材倉庫ではなく、庁舎の地下にある公用車専用駐車場に保管されていた。当該駐車場は、防犯カメラは設置されているものの、画角に収まっていない量水器もあり、また、日中は施錠されておらず、出入りが可能な状態であった。その状況で、保管されていた量水器の一部について、売却可能な価値のあるものであ

るにもかかわらず、包装等がされておらず、容易に持ち出しが可能な状態であった。

(サービス推進部 給排水設備課)

(3) 公有財産の目的外使用及び貸付について

堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程に基づき、公有財産の目的外使用許可を行い、使用料を収入している。

また、堺市上下水道局公有財産規程に基づき、公有財産の貸付を行い、貸付料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 その他

不用となった公印の廃棄について、以下のとおり意見を付す。

[不用となった公印の廃棄について (意見)]

平成 19 年以降に不用となり、堺市上下水道局公印規程に定められている保存期間(3 年)を経過した公印が 24 個、金庫内に保管されていた。

不用となった公印を、保存期間を過ぎても長期間保管し続けることは、紛失や誤用等のリスクが高くなるため、速やかに廃棄するなど、適切に管理されたい。

(サービス推進部 事業サポート課)